

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																							
東北ヘアモード学院		昭和54年12月27日		鈴木 正壽		〒021-0864 岩手県一関市旭町5番14号 (電話) 0191-31-3300																							
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																							
学校法人 関城学院		昭和55年12月27日		鈴木 正壽		〒021-0864 岩手県一関市旭町5番14号 (電話) 0191-31-3300																							
分野	認定課程名	認定学科名				専門士	高度専門士																						
衛生	専門課程	美容科				平成14年2月27日	-																						
学科の目的	学校教育法及び理容師法、美容師法に基づき、理容師、美容師の育成に関する専門的な知識及び技術を修得させ職業若しくは実生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。																												
認定年月日	令和2年4月20日																												
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																						
	2年	67	31	0	36	0	0																						
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																							
70人		35人	0人	4人	12人	16人																							
学期制度	■1学期:4月1日～ 7月31日 ■2学期:8月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～ 3月31日				成績評価																								
長期休み	■夏季:7月25日～8月20日 ■冬季:12月25日～1月20日 ■学年末:3月11日～4月5日				卒業・進級条件																								
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・就職 ・個別相談 など				課外活動																								
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(平成30年度卒業生) 美容業界、美容サロン、アイラッシュサロン				主な学修成果(資格・検定等)※3 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美容師</td> <td>②</td> <td>14人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>メイクセラピー検定3級</td> <td>③</td> <td>7人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>まつエク安全技術師</td> <td>③</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>アリミノ ビューティーアドバイザー修了認定</td> <td>③</td> <td>14人</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table>					資格・検定名	種	受験者数	合格者数	美容師	②	14人	12人	メイクセラピー検定3級	③	7人	7人	まつエク安全技術師	③	2人	2人	アリミノ ビューティーアドバイザー修了認定	③	14人	14人
	資格・検定名	種	受験者数	合格者数																									
	美容師	②	14人	12人																									
	メイクセラピー検定3級	③	7人	7人																									
まつエク安全技術師	③	2人	2人																										
アリミノ ビューティーアドバイザー修了認定	③	14人	14人																										
■就職指導内容 ・就職面談を通じ、情報管理、提供および指導・助言を行っている																													
■卒業生数 : 14 人 ■就職希望者数 : 14 人 ■就職者数 : 14 人 ■就職率 : 100 % ■卒業生に占める就職者の割合 : 100 %																													
■その他 : 0																													
中途退学の現状	■中途退学者 5名 ■中退率 17.2% 平成30年4月1日時点において、在学者29名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者24名(平成31年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 経済的理由、進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 定期的な学生との個別面談、保護者面談																												
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 特待制度(入学金免除) 女子寮費家賃無料制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 前年度の給付実績者数1名																												
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																												
当該学科のホームページURL	http://www.hair-mode.jp/																												

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業生者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業生者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3) 上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

美容業界における人材の専門性に関する動向や美容業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能について、企業等からの要請を十分にいかしつつ実践的な職業教育が主体的に実施できるように、授業内容・方法の改善・

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

学院長の諮問機関として、教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員から構成される教育課程編成委員会を設置し、委員会の意見を活用して教育課程の編成を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別
深澤 泉	岩手県理容生活衛生同業組合	平成31年6月1日～令和3年5月31日(2年)	
湊 正美	岩手県美容生活衛生同業組合	平成31年6月1日～令和3年5月31日(2年)	
三浦 義和	有限会社クール・コーポレーション	平成31年6月1日～令和3年5月31日(2年)	
鈴木 正壽	東北ヘアモード学院	平成31年6月1日～令和3年5月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 6月、10月)

(開催日時(実績))

第1回 令和元年6月12日 9:30～11:30

第2回 令和元年10月1日 9:30～11:30

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

美容学校が1年制から2年制へ移行しても現場に出て、出来る技術にあまり差がないという現場の意見を参考にし、即戦力になる技術を習得させるよう総合実習にてシャンプー、ヘアカラーを30時間増やしている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

美容実習において、より実践的な教育を目的として、美容所で実務実習を行う。管理美容師の資格を有し、適切な指導監督ができる美容師が、基礎的な技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身につけることを目標に指導する

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

授業科目の担当教員と受入企業担当者が実施前に打合せを行い、実習内容について確認をするとともに、生徒から担当者へ企業の諸規定を確認する。実習期間中は、担当教員が受入店舗を訪問または連絡をし、学習状況の確認を行うとともに、情報交換を行う。

実習終了時には、実習担当者による生徒の実務記録評価を踏まえ、担当教員が成績評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
美容実習	美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を修得するため、基礎的操作を確実に身に付けるとともに、これらの基礎操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得する。 美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒など適切な実施方法を身に付ける。 個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよ	株式会社ゼン、株式会社ヴォーラレ
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 美容における実務を教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業と連携して美容における実務に関する知識、技術及び技能並びに、学生に対する指導力等の修得・向上を目的とする研修等を階層別、職能別に計画的に実施する。		
(2) 研修等の実績		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名「技術講習会」(連携企業等:株式会社 デイバイデイ) 期間:平成31年3月26日(火) 対象:教員 内容:卒業生が、就職後即戦力になる為の技術指導を行うため、現場で活用している最新の技術を修得する。 シャンプー、ヘッドスパ、カット等		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名「東北地区理容美容学校教職員研修会」(連携企業等:東北地区理容美容連絡協議会) 期間:平成30年9月30日(日)～10月1日(月) 対象:教職員 内容:生活指導、危機管理、広報活動、まつ毛エクステンション実演についての分科会を実施。業界の現状と展望についての講話を聴講し学生への指導において活用している。		
(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名「技術講習会」(連携企業等:株式会社デイバイデイ) 期間:令和2年3月24日(火) 対象:教員 内容:現場で活用している最新技術の修得		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名「東北地区理容美容学校教職員研修会」(連携企業等:東北地区理容美容連絡協議会) 期間:令和1年9月29日(日)～9月30日(月) 対象:教職員 内容:生活指導、危機管理、広報活動、についての分科会、新しく国家試験課題に加わる教科の指導方法		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の方策について評価する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価結果を自己評価の改善方策の検討において活用し、次年度の重点目標の設定や具体的取組の改善を図りたい。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和1年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
小野寺 寿美	東北ヘアモード学院同窓会会長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	卒業生
薄井 信次	若手県美容業生活衛生同業組合 一関支部 長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業
佐藤 洋一	若手県美容業生活衛生同業組合 一関支部 長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業
宮田 邦美	理容ミヤタ	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	地域

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.hair-mode.jp/disclosure/index.html>

公表時期: 令和1年3月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

基本的な教育組織等に関する情報のほか、教育情報の積極的な公表を通じて、教育の質の確保・向上を図る。また、具体的な教育情報を分かりやすく公表し、本校の特色ある教育活動を積極的に発信する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	(1) 学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	(2) 各学科等の教育
(3) 教職員	(3) 教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	(4) キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	(5) 様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	(6) 学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	(7) 学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	(8) 学校の財務
(9) 学校評価	(9) 学校評価
(10) 国際連携の状況	なし
(11) その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.hair-mode.jp/disclosure/index.html>